

議案第 79 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

整理 番号	路 線 名	旧新別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	44 号線	旧	幸手市大字千塚 1822-1 地先から	
			幸手市大字千塚 1818 地先まで	
		新	幸手市大字千塚 1822-1 地先から	
			幸手市大字千塚 1818 地先まで	
2	700 号線	旧	幸手市大字高須賀 147-3 地先から	
			幸手市大字高須賀 147-2 地先まで	
		新	幸手市大字高須賀 147-13 地先から	
			幸手市大字高須賀 147-1 地先まで	
3	2346 号線	旧	幸手市大字長間 500-1 地先から	
			幸手市大字長間 4-1 地先まで	
		新	幸手市大字長間 500-1 地先から	
			幸手市大字長間 1067 地先まで	

令和 6 年 9 月 2 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

宅道の一部区間を認定していた路線及び車両が通行できない河川管理用通路の一部区間を廃止する路線について終点を変更するため、この案を提出するものである。